

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	東村山市 地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東村山市は、地方税の徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東村山市長

公表日

令和4年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定に従い、地方税の徴収事務及び収納事務を行っている。 ①市税の収納、還付、充当、統計等を行う収納管理事務 ②納期限を過ぎても納付がない納税義務者に対する督促状等の送付事務 ③滞納者の財産調査・実態調査照会・滞納処分等を行う滞納整理事務 ④納税証明発行事務 ⑤公金受取口座情報の取得及び利用
③システムの名称	1. 収滞納管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 42の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 25の各条 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 27項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 収納課
②所属長の役職名	市民部 収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号189-8501 東村山市役所 総務部 総務課 情報公開係 住所: 東京都東村山市本町1-2-3 電話: 042-393-5111(代表) ファクス: 042-390-6846
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号189-8501 東村山市役所 市民部 収納課 住所: 東京都東村山市本町1-2-3 電話: 042-393-5111(代表) ファクス: 042-393-0175

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	評価書名	東村山市 地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5-②	戸水 雅規	市民部 収納課長	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 7	郵便番号189-8501東村山市役所 総務部 総務課 情報公開係住所:東京都東村山市本町1-2-3電話:042-393-5111(代表) ファクス:042-390-6227	東村山市役所 総務部 総務課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 8	郵便番号189-8501東村山市役所 市民部 納税課住所:東京都東村山市本町1-2-3電話:042-393-5111(代表) ファクス:042-393-6846	東村山市役所 市民部 収納課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策 1~9	様式変更による	IVリスク対策 1~9	事後	
令和2年12月15日	評価書名	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書	東村山市 地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	収滞納システム	収滞納管理システム	事後	
令和2年12月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の16の項	事後	
令和2年12月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	ファクス:042-393-6846	ファクス:042-393-0175	事後	
令和2年12月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	令和2年11月30日時点	事後	
令和2年12月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	令和2年11月30日時点	事後	
令和2年12月15日	IV リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続	十分である	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定に従い、地方税の徴収事務及び収納事務を行っている。</p> <p>①市税の収納、還付、充当、統計等を行う収納管理事務 ②納期限を過ぎても納付がない納税義務者に対する督促状等の送付事務 ③滞納者の財産調査・実態調査照会・滞納処分等を行う滞納整理事務 ④納税証明発行事務</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定に従い、地方税の徴収事務及び収納事務を行っている。</p> <p>①市税の収納、還付、充当、統計等を行う収納管理事務 ②納期限を過ぎても納付がない納税義務者に対する督促状等の送付事務 ③滞納者の財産調査・実態調査照会・滞納処分等を行う滞納整理事務 ④納税証明発行事務 ⑤公金受取口座情報の取得及び利用</p>	事後	
令和4年12月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年12月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		<p>情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 42の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 25の各条 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 27項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>	事後	